

# 著作権規程

2002年12月16日 制定

2008年7月30日 一部改定

- 第1条 この規程は、社団法人映像情報メディア学会（以下、本会という）が編集または発行する著作物の著作権に関する基本的事項を定める
- 第2条 本規程に用いる用語の定義は以下の各号に定めるとおりとする
1. 著作権 著作権法第21条乃至28条に規定するすべての権利をいう
  2. 著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物をいう
  3. 著作者 著作権法第2条第1項第2号に規定する者をいう
- 第3条 本会が編集または発行する著作物の著作権は、原則として本会に帰属させる
- 第4条 著作者から本会への著作権の譲渡は、別に定める著作権譲渡書を提出することにより成立する
- 2 著作権譲渡書に記載された著作物が編集または発行に至らないことが明らかになった時点で提出された譲渡書は無効とし、本会から著作者に返却する
  - 3 特別な事情により前条の原則が適用できない場合は著作者からの申し出により協議する
  - 4 前項の特別な事情は著作権が所属機関等にあるなど譲渡が困難な場合、および本会から著作者に特別な依頼をした場合を含む
- 第5条 著作者がその著作物に関わる本会に帰属する著作権を著作権法第30条乃至43条で定める制限を越えて利用する場合は、原則として事前に本会の許諾を必要とする
- 2 著作者が著作物の利用を営利目的としない場合は、前項に拘わらず本会の許諾を要しない
  - 3 第1項により著作者が著作物の利用を許諾された場合、および第2項の場合において、著作者は当該著作物に関わる著作権が本会に帰属していることを明記して利用する
  - 4 著作者がその著作物に関わる本会に帰属する著作権を著作権法第30条乃至43条で定める制限の範囲内で利用する場合は、各条の定めるところに従う
- 第6条 本会が編集または発行する著作物の内容に関して第三者と紛争があるときは、当該著作物の著作者が当事者として処理する
- 第7条 第三者により本会に帰属する著作権が侵害された場合は、本会が当該著作者と相談してその侵害を排除する等これを処置する
- 第8条 本規程の施行以前本会が編集または発行した著作物については、この規程を準用する